

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第26号損害賠償請求事件

令和6年6月10日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

原告 高 野 邦 夫

被告 国

被告 福永 孝

## 証 拠 説 明 書 (5)

### 第1. 甲号証写し各1通

甲 号 証	事 物
甲第12号証	西山判事の異動履歴
甲第16号証	裁判所のHpからの引用

### 第2. 簡略説明

- 甲第12号証は、西山明簡易裁判所裁判官の異動履歴
- 甲第16号証は、刑事手続における犯罪被害者のための制度で「刑事事件の記録の閲覧・コピーができます」とあります。したがって、文書提出命令申立の有無にかかわらず、国=検察は、被害者通知(甲第15号証)のように「20万円の罰金刑に処せられた」のなら、略式命令書ぐらい提出する義務があるというべきである。

原告 高 野 邦 夫